

立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布による。

## 立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年立川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (旅費の支給)<br>第3条 .....略.....<br>2 職員又はその遺族が次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。<br>(1)～(3) .....略.....<br>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第 <u>16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項</u> の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 | (旅費の支給)<br>第3条 .....略.....<br>2 職員又はその遺族が次の各号の <u>一</u> に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。<br>(1)～(3) .....略.....<br>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第 <u>16条第2号若しくは第5号又は第29条第1項</u> の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 |
| 4及び5 .....略.....<br>(鉄道賃)<br>第13条 .....略.....<br>2 前項第3号に掲げる急行料金は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合に限り支給する。<br>(1)及び(2) .....略.....<br>3 第1項第5号に掲げる座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。                              | 4及び5 .....略.....<br>(鉄道賃)<br>第13条 .....略.....<br>2 前項第3号に <u>規定する</u> 急行料金は、次の各号の <u>一</u> に該当する場合に限り支給する。<br>(1)及び(2) .....略.....<br>3 第1項第5号に <u>規定する</u> 座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。          |
| (船賃)<br>第14条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座   | (船賃)<br>第14条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座  |

|  |   |
|--|---|
| <p>席指定料金による。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に掲げる運賃のほか現に支払った寝台料金</p> <p>(5) ……略……</p> <p>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号から第4号までに掲げる運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 ……略……</p> <p>(移転料)</p> <p>第18条 移転料の額は、次の各号に掲げる額の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に掲げる額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に掲げる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に掲げる額に相当する額の合計額）</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に定める期間を延長することができる。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第19条の2 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> | <p>席指定料金による。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金</p> <p>(5) ……略……</p> <p>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号から第4号までに規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 ……略……</p> <p>(移転料)</p> <p>第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額の範囲内の実費額による。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第19条の2 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> |
|--|---|

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に掲げる額の合計額  
ア及びイ .....略.....
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の定めに準じて計算した額。ただし、前号の定めにより支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の定めにより支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
- 2 .....略.....
- (退職者等の旅費)
- 第20条 第3条第2項第1号の定めにより支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。
- (1)及び(2) .....略.....
- (遺族の旅費)
- 第21条 第3条第2項第2号の定めにより支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する職員の例による旅費とする。
- 2 .....略.....
- 3 第3条第2項第3号の定めにより支給する旅費の種類は、居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、その額及び支給方法は、職員の例による。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額  
ア及びイ .....略.....
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
- 2 .....略.....
- (退職者等の旅費)
- 第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。
- (1)及び(2) .....略.....
- (遺族の旅費)
- 第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する職員の例による旅費とする。
- 2 .....略.....
- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費の種類は、居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とし、その額及び支給方法は、職員の例による。